

スマートハウス減税について

R2.4.1 以降

1 目的

スマートハウスに係る家屋の固定資産税等を減税することによって、再生可能エネルギーの地産地消と暮らしの低炭素化を促進します。

2 対象

以下の要件を満たす住宅が対象です。

- (1) 個人所有の専用住宅、又は居住用部分が 1/2 以上の併用住宅であるスマートハウスであること。

(“スマートハウス”とは、豊田市エコファミリー支援補助の対象となりうる

『住宅用太陽光発電システム』

『家庭用エネルギー管理システム (HEMS)』

『家庭用リチウムイオン蓄電池システム (V2Hを除く)』の全てを兼ね備えた住宅を称します)。

- (2) 平成26年4月1日～令和4年3月31日までに上記3つの設備が完備されたスマートハウスであること。

3 減免内容

- (1) 対象税目 家屋の固定資産税、都市計画税

- (2) 減免期間 設備完備後の課税初年度から3か年 (課税基準日1月1日)

- (3) 減免割合 新築：固定資産税 1/2、都市計画税 1/1

改修：固定資産税 1/2、都市計画税 1/2

* 上限、床面積 120㎡相当分まで

《備考》

新築及びその他改修工事の固定資産税軽減措置と併用可能です。

必要に応じて、現地調査をします。新築の場合は、新築家屋調査時に確認します。

4 手続き

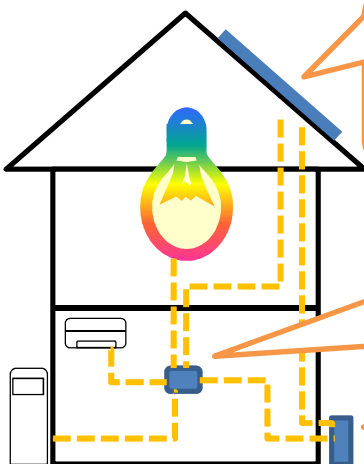
納税義務者からの減免申請が必要です。 * 必要書類は次頁参照

上記3つの設備すべてを設置完了した日の次の1月31日までに必要書類を提出すること。

5 問い合わせ先

豊田市資産税課 家屋担当 (豊田市役所南庁舎3F) TEL 34-6983 (直通)

★対象となるスマートハウスとは？ *各システムの問い合わせは、環境政策課まで (TEL34-6650)



住宅用太陽光発電システム・・・

対象システムで発電した電力を居住する住宅において使用していること。
低圧配電線と逆潮流有りで電力会社と連系するもの。
太陽電池モジュールとインバータ・保護装置から構成されていること。

家庭用エネルギー管理システム (HEMS)・・・

エアコンや給湯器、照明等と、太陽光発電システム、電気を蓄える蓄電池をつないで、エネルギー使用量の削減を目的にエネルギーを管理する機器。
県が補助対象とするエネルギー管理システムであること。

家庭用リチウムイオン蓄電池システム・・・

国が補助対象に指定するリチウムイオン蓄電池システムであること。

*H27.3.31 以前のスマートハウスは太陽光発電システムの条件が異なります。